

第九條 聽聞は口答により行うものとする。

第十條 聽聞會長は開会を宣し審問を行い、申立を聽き
聽聞の進行に必要な決定をなし開会を宣する。
但し他の公安委員（以下公安委員といふ）も必要によ
り聽聞を行うことができる。

第十一條 聽聞會場においては何人であつても聽聞會長
の許可を得てからでなければ発言することはできない。
第十二條 立会警察官及び営業者又はその代理人並びに
証人は聽聞會長、公安委員又はその許可を得た者の聽
聞があつたときはこれに答へなければならない。

第十三條 立会警察官は法令又は條例違反の内容及び適
用條文その他行政処分上必要な事項を申し立てなけれ
ばならない。前項の場合必要により証拠の提出若しく
は呈示をすることができる。

第十四條 営業者又はその代理人は立会警察官の申立て
に対し弁明をなし又は弁明に必要な証拠の提出若しくは
呈示することができる。

第十五條 弁護人は弁護に必要な事項を申し述べること
ができる。

第十六條 立会警察官及び営業者又はその代理人若しく
は呈示することができる。

は弁護人は聽聞會長に対し証人の申請をすることがで
きる。聽聞會長は前項の規程による申請に対し聽聞會
の進行上支障の有無を判定の上許否の決定をしなけれ
ばならない。

第十七條 聽聞會長は、聽聞會開会中同会の進行上必要
のあるときは営業者又はその代理人、立会警察官、弁
護人及び証人並びに傍聴人に對し注意を与えることが
できる。

前項の注意をきかず喧騒にわたり、聽聞の進行を妨げ
る者があるときは退場を命ずることが出来る。

第十八條 傍聴人は聽聞會において發言する事ができな
い。

第十九條 聽聞會長は聽聞會場内の秩序保持のため必要
があると認めたときは傍聴人の入場を制限することが
出来る。

第二十條 公安委員会は法第二十五條第二項の規定によ
る通告をなし営業者又はその代理人が正当な理由がな
く出席しないときはその者が聽聞の機会もほつきした
ものとみなし決定することができる。

附則

この規程は古物営業法施行の日からこれを適用する。

鳥取縣公報

昭和二十四年八月二十六日 外金曜日 号

選舉管理委員會告示

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第二十九號

鳥取縣農地委員會委員の總選舉について八月二十一日鳥取縣選舉管理委員會告示第二十二號を以て設定した投票區及
び開票區を次のように変更する。

昭和二十四年八月二十六日

選舉區 開票區 投票區 域
第一選舉區 第一開票區 第一投票區 鳥取市、岩美郡倉田村、米里村津ノ井村、面影村、宇倍野村、成器村、大茅
村、福部村

第一同	第二同	岩美郡蒲生村、岩井町、小田村、本庄村、東村、浦富町、大岩村
第三同	第三同	八頭郡賀茂村、國中村、船岡村、大伊村、國英村、河原町、八上村、西郷村、 散岐村、大御門村、隼村、安部村、上私都村、中私都村、下私都村、大村、 用瀬町、佐治村
第四同	第四同	八頭郡八東村、丹比村、若櫻町、池田村

第五同 八頭郡社村、智頭町、山鄉村
第六同 氣高郡末恒村、寶木村、酒津村瑞穂村、鹿野町、勝谷村、遙坂村、小鷲河村、
浜村町、青谷町、日置谷村、日置村、中鄉村、勝部村

第七同	第七同	氣高郡神戸村、大和村、美穂村、大正村、東郷村、明治村、豊美村、松保村
千代水村、湖山村、大郷村、吉岡村		

第一選舉區 第一開票區 第一投票區 米子市、西伯郡成美村、五千石村、大幡村、縣村、春日村、大高村、巖村、
大口村、定工町、宇田川村、參名村

西伯郡高麗村、所子村、大山村、庄内村、名和村、御來屋町、光德村、逢坂村
日吉澤村、大和村、瀬江田、三日月村、道家村

第三同 西伯郡天津村、大國村、法勝寺村、上長田村、東長田村、賀野村、手間村、
尚德村、幡鄉村

西伯郡崎津村、渡村、外江町、境町、夜見村、上道村、余干村、中浜村、大

第五同
第五同
東伯郡小鹿村、三徳村、三朝村、旭村、西郷村、上井町、長瀬村、宇野村、
篠原村、和田村、富益村

橋津村、竹田村、倉吉町、小鴨村、上小鴨村、矢送村、南谷村、山守村、北
谷村、高城村、社村、灘手村、下北條村、中北條村、上北條村

第六同 東伯郡淺津村、泊村、舍人村、東鄉松崎村、花見村

第七回
東伯郡柴村 大誠村、曲良町、浦安町、下越村、上猪村、吉布庄村、八幡町
赤崎町、以西村、成美村、安田村、下中山村、上中山村

卷之三

第八同 日野郡日野村 桜原町 神奈川村 江尾町 米沢村 黒坂町

第十同 日野郡大宮村、阿毘縁村、山上村、多里村、日野上村、福榮村、石見村

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第三十號

鳥取縣農地委員會委員の総選舉につき八月二十一日鳥取縣選舉管理委員會告示第二十三号を以て定めた投票管理者、開票管理者及びこれらの者に事故があるとき、又は欠けたときその職務を代理すべき者を次のように変更する。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸
氏名 所 在 地 姓 名 投票又名 選舉又名

第一選挙区
第一投票区
開票同
投票管理者
鳥取市西品治町一四三番地ノ一
山根誠四郎

秋本 重治	糸谷 仲治	岩美郡 富町大字牧谷四一三番地	右職務代理人者	開票司 第三司
----------	----------	--------------------	---------	------------

第三回
木山竹治 同浦富一七四七番地
投票管理者 右職務代理者

第三同
開票同
右職務代理者
同郡八上村大字曳田五九五番地
田中万壽太

第四同
投票管理
開票同
右職務代理者
八頭郡若櫻町大字湯原一九〇番地
同着櫻一一番地
武田市三郎
塩倉正美

第四同 同 大篠津村同

第五同 東伯郡倉吉町同

第六同 同 東郷松崎村同

第七同 同 八橋町同

第八同 日野郡根雨町同

第九同 同 溝口町同

第十同 同 日野上村同

農地選舉告示

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第三十一號

鳥取縣選舉管理委員會告示第二十五號を以て定めた鳥取縣農地委員會委員選舉人名簿縱覽の場所を次のよう変更する。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

名簿調製の区分

第一選舉区 第一、第二投票区分

第三、第四、第五投票区分 八頭同

縱覽の場所

岩美地方事務所

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員會委員の総選舉に第一選舉区において次の通り委員候補者の推薦届出があつた。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣農地委員會委員選舉第一選舉区選舉長 山根誠四郎

篠田伊三郎

届出 月日	委員候補者 氏 名	農地 調 整 法 第 二 第 三 項 各 職 業	性 別	生年月日	住 所	推 薦 者 氏 名	生年月日	住 所
八月 二十 六日	永田 重善	第三号 農業 男	明治四十二年 四月二十五日	鳥取縣東泊郡安田村大字八幡一、〇四一番地	門田 定藏	明治十九年 七月一日	鳥取縣東伯郡根三 四九番地	中江四番屋敷字郡
	杉山 重治	同 同 同	同	同	同	同	同	同
	小谷 善高	第二号 同 同	同	同	同	同	同	同
	野坂千代壽	第一号 同 同	同	同	同	同	同	同

◆選舉告示第二号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員會委員の総選舉に第一選舉区に於て次のとおり推薦候補の届出があつた。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣農地委員會委員選舉第一選舉区選舉長 山根誠四郎

届出 月日	委員候補者 氏 名	農地 調 整 法 第 二 第 三 項 各 職 業	性 別	生年月日	住 所	推 薦 者 氏 名	生年月日	住 所
八月 二十 六日	竹本 武	第三号 公吏 男	明治三十七年 十一月一日	鳥取縣高郡寶木村大字奥沢見三八二番地	山中亥太郎	明治四十四年 十二月十八日	鳥取縣高郡寶木村大字奥沢見三八二番地	木八九五番地

◆選舉告示第三号

昭和二十四年八月二十三日選舉告示第一号告示中鳥取縣農地委員會委員の總選舉の候補者について次の通り訂正の届出があつた。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣農地委員會委員選舉第一選舉区選舉長

山根誠四郎

記

第三号候補者谷口壽瑛の生年月日明治四十一年十一月五日を明治四十三年十一月五日に訂正

彙

報

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員會委員の總選舉に於て特別投票の事務取扱場所が次のように定められた。

第一選舉区 第一投票区

鳥取市役所

第二同

浦富町役場

第三同 賀茂村同
第四同 若櫻町同
第五同 智頭町同
第六同 浜村町同
第七同 大正村同
第三同 手間村同
第四同 大篠津村同
第五同 倉吉村同
第六同 東郷松崎村同
第七同 八橋町同
第八同 根雨町同
第九同 溝口町同
第十同 日野上村同

鳥取縣公報

昭和二十四年八月三十日
第二千四十一号 火曜日

書記

嘱託人

同

同

同

書記